

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ ヒトワケアサービスカブシキガイシャ HITOWAケアサービス株式会社
事業者の所在地	〒 106-0032 東京都港区六本木一丁目4番5号
事業者の連絡先	電話番号 03-6632-7702
	FAX番号 03-5562-7552
	ホームページアドレス http://www.irs.jp
事業者の代表者名	代表取締役 袴田 義輝

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ ヒトワケアサービスカブシキガイシャ HITOWAケアサービス株式会社
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 106-0032 東京都港区六本木一丁目4番5号
事業主体の連絡先	電話番号 03-6632-7702
	FAX番号 03-5562-7552
	ホームページアドレス 有 http://www.irs.jp
	無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 袴田 義輝
	職名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	有料老人ホーム運営事業、サービス付高齢者向け住宅運営事業、介護保険居宅サービス事業（居宅介護支援・訪問介護・特定施設入居者生活介護・通所介護・短期入所生活介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売等）等

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ イリーゼワロウ イリーゼ和光
住宅の所在地	〒 351-0101 埼玉県和光市白子一丁目29番15号
住宅の連絡先	電話番号 048-452-7701
	FAX番号 048-452-7702
	ホームページアドレス http://www.irs.jp
住宅の管理者名	正田 弘子
住宅の開設年月日	2017年2月1日
居住の契約方式	賃貸借方式

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等		
<p>お客様が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供します。 お客様が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。 なお、介護事業所や医療機関との連携する場合には、お客様のご選択により連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。</p>		
住宅で対応できる医療的ケアの内容		
<p>褥瘡(じょくそう)◎、胃ろう◎、在宅酸素◎、尿バルーン◎、ペースメーカー◎、ストーマ◎、認知症◎、パーキンソン症候群◎、インシュリン○、透析○、ALSO、たん吸引○、鼻腔経管栄養△、中心静脈栄養△、気管切開△。 当住宅では24時間医師常駐の施設ではないため、常時医師行為が必要な方への対応は致しかねます。</p>		
基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）		
サービスの種類	料金	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）	42,120円 （税込）／月額	1日1回11時半頃、お客様への安否確認を各居室にて住宅職員が行います。 お客様の状態等に応じて、お客様（ご家族様）とご相談のうえ、適宜対応いたします。 共有部分の巡回（戸締まり等の確認）。
生活相談		入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行います（日中帯、当該施設事務所内、介護職員初任者研修修了者以上資格保有者）。
緊急時対応		居室及び共有部分からのケアコールに対して、事務室及び住宅職員が携帯している端末に通報を受信のうえ、対応いたします。 日中帯（9時～18時）以外においては、有資格者がオンコールでも対応可能です。 別途 緊急時対応マニュアルにて規程あり。
上記以外の生活支援サービス等 （本住宅では以下のサービスを入居者様を選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。）		
サービスの種類	料金	（提供内容・方法・提供者）
食事の提供	54,000円 （税込）	食費は1ヶ月54,000円（税込）を基本とし、入居者が食事の提供を受けない場合は、その期間に相当する食費を減額いたします。減ずる額は、1ヶ月を30日とし、日割り計算します。お食事を欠食される場合は、欠食になることが分かり次第職員までお知らせください。身体の具合等が悪く、食堂での食事ができない場合、職員にお申し付けください。配膳下膳はすべて職員が行います。ご家族様等の食事を追加注文される場合には、前日の昼までにお申し付けください。食事の取置きは衛生上、提供開始時刻より最大2時間までとし、以降は廃棄させていただきます。 （食事の時間：朝食7時半～8時半、昼食11時半～13時、夕食17時半～18時半） ※提供者：HITOWAフードサービス株式会社
健康の維持増進サービス	0円	■健康相談 ■血圧等の測定 ■通院等の付き添い 協力医療機関への移送サービスおよび入退院は、追加料金発生いたしません。
生活サポート	42,120円 （税込）	自立の方は、別途、生活サポート費として39,000円（税込42,120円）をお支払いいただくことにより、次の生活サービスを受けることが可能です。 内容：夜間2時間毎の巡回・住宅職員への健康相談等。
その他のサービス	別記	上記以外のサービスをサービス付き高齢者向け住宅事業者から受けることも可能です。サービス費用については、別添「サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」をご覧ください。

6. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等			
生活支援サービス職員			
サービス種別	人数	資格・委託先等	
食事の提供	（委託）	委託先：HITOWAフードサービス株式会社 （同施設内厨房調理にて提供）	
健康の維持増進サービス	日中(9:00~18:00) 1名以上	介護職員初任者研修課程修了者以上。	
その他のサービス	日中(9:00~18:00) 1名以上	介護職員初任者研修課程修了者以上。	
夜間の職員体制	常駐の（有）	1人	

6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	事業者は入居者に対し、費目およびその明細を明らかにして、毎月20日頃までに月払いの利用料を請求します。
支払方法	入居者は事業者に対し、入居者名義の銀行預金口座から自動振替の方法により、前項の利用料を支払うものとします。事業者と入居者が別段の合意をしたときは、入居者は、他の方法により、利用料を支払うことができます。

7. 生活支援サービスへの苦情に対応する窓口等

事業者の窓口		
窓口の名称	イリッゼ和光	
電話番号	048-452-7701	
対応している時間	平日	9時 00分 ~ 18時 00分
	土曜	9時 00分 ~ 18時 00分
	日曜・祝日	9時 00分 ~ 18時 00分
定休日	なし	
窓口の名称	HITOWAケアサービス株式会社 お客様相談センター	
電話番号	0120-765-660	
対応している時間	平日	9時 00分 ~ 17時 00分
	土曜	9時 00分 ~ 17時 00分
	日曜・祝日	9時 00分 ~ 17時 00分
定休日	なし 12/31~1/3を除く	
公的な窓口		
窓口の名称	1. 埼玉県 福祉部 高齢者福祉課	
電話番号	048-830-3254	
対応している時間	平日	12/29~1/3を除く 8時30分~17時15分
	土曜	休み
	日曜・祝日	休み
窓口の名称	2. 埼玉県 都市整備部 住宅課	
電話番号	048-830-5562	
対応している時間	平日	12/29~1/3を除く 8時30分~17時15分
	土曜	休み
	日曜・祝日	休み
窓口の名称	3. 和光市 消費生活センター	
電話番号	048-424-9116	
対応している時間	平日	12/29~1/3を除く 10時00分~16時00分 (昼休み12時~13時)
	土曜	休み
	日曜・祝日	休み
窓口の名称	4. 埼玉県 消費生活支援センター川越	
電話番号	049-247-0888	
対応している時間	平日	12/29~1/3を除く 9時00分~16時00分
	土曜	休み
	日曜・祝日	休み
窓口の名称	5. 和光市 長寿あんしん課	
電話番号	048-464-1111	
対応している時間	平日	12/29~1/3を除く 9時00分~16時00分
	土曜	休み
	日曜・祝日	休み
損害賠償責任保険の加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	具体的な対応 保険加入済み、随時必要事項対応	

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約	
<p>入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は事業者に対して少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。</p> <p>一 療養施設、介護施設等の入所、その他死亡等やむを得ない事情により、入居者が本物件に居住することが困難になったとき。</p> <p>二 親族と同居するため、入居者が本物件に居住する必要がなくなったとき。</p> <p>2 入居者は前項の規定に該当しない場合にあつては、事業者に対して少なくとも2か月前に書面による解約の申し入れを行うことにより本契約を解除できる。</p> <p>3 前各項の規定にかかわらず、入居者は、第1項の場合にあつては、解約申し入れの日から2か月分の家賃、共益費及び管理費（本契約の解約後の家賃相当額、共益費相当額及び管理費相当額を含む。）を事業者を支払うことにより、解約申し入れの日から起算して2か月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。</p> <p>4 入居者は、解約の申し入れ後、事業者の書面による承諾がない限りは、解約を撤回、又は取り消すことができない。</p>	
名称	イリッゼ和光
電話番号	048-452-7701
事業者からの解除	
建物賃貸借契約書に記載あり。	

説明年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 様に対して、賃貸借契約書（賃貸借契約及び生活支援サービス契約）の締結に当たり生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 HITOWAケアサービス株式会社

所在地 東京都港区六本木一丁目4番5号

代表者名 代表取締役 袴田 義輝

説明者氏名 _____ 印



私は上記事業者から、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 _____ 印

サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無		なし		あり
サービス	特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無 費で、実施するサービス (利用者一部負担)	個別の利用料で、実施するサービス (利用者が全額負担)		
		包含	都度	料金
<介護サービス>				
食事介護	なし	あり	あり	※1以外の場合 10分540円(税込)
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	あり	※1以外の場合 10分540円(税込)
おむつ代	なし	あり	あり	実費
排泄用品廃棄料	なし	あり	あり	使用量に係わらず一律月額1,080円
入浴(一般浴) 介助・清拭	なし	あり	あり	※1以外の場合 10分540円(税込)
特浴介助	なし	あり	あり	※1以外の場合 10分540円(税込)
身辺介助(移動・着替え等)	なし	あり	あり	※1以外の場合 10分540円(税込)
機能訓練	なし	あり	あり	※1以外の場合 10分540円(税込)
通院介助	なし	あり	あり	協力医療機関は無料、その他お客様希望により10分540円
<生活サービス>				
居室清掃	なし	あり	あり	※1以外の場合 10分540円(税込)
リネン交換	なし	あり	あり	※1以外の場合(週1回の定期交換は無料)
日常の洗濯	なし	あり	あり	※1以外の場合 1回540円(税込) ※1以外の場合 洗濯外住サービス利用の場合は月4,860円(税 月13回) 外部委託の場合は実費負担。ま たは左記料金で対応いたします。
居室配膳・下膳	なし	あり	あり	体調不良時は無料 その他お客様希望時の場合 応相談
入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし	あり	あり	食費に含まれるおやつ以外は実費
おやつ	なし	あり	あり	指定日での対応、実費負担
理美容師による理美容サービス	なし	あり	あり	指定日、指定業者の代行は実費のみ
買い物代行	なし	あり	あり	お客様の希望時
夜所手続き代行	なし	あり	あり	
金銭・貯金管理	なし	あり	あり	
<健康管理サービス>				
定期健康診断	なし	あり	あり	年2回実施の機会を提供(費用は実費負担)
健康相談	なし	あり	あり	
生活指導・栄養指導	なし	あり	あり	
服薬支援	なし	あり	あり	
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし	あり	あり	
<入退院時・入院中のサービス>				
移送サービス	なし	あり	あり	
入退院時の同行	なし	あり	あり	協力医療機関は無料、その他お客様希望により10分540円
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	あり	お客様の希望時
入院中の見舞い訪問	なし	あり	あり	お客様の希望時

※ 上記サービスは、サービス付き高齢者向け住宅からの提供以外に、介護が必要な場合、介護保険を利用して外部サービスをご利用いただくことができます。